

兵高教組

確定速報6号

2012年11月22日 調査情報23号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

「行革」カットを回復せよ！退職手当を削減するな！ 自宅住居手当廃止提案は許さない！

55歳昇給停止は導入せず、現給保障額を維持 — 第4回交渉(11/21)で重要な前進的回答

高教組・従組・兵庫教組合同交渉団は11月21日、第4回賃金確定交渉を行いました。松田教育次長は、成案が得られたものとして 昇給昇格制度の改悪(55歳超職員の昇給停止など)は導入しない 現給保障額は維持 通勤経路に明石海峡大橋を含む通勤手当の改善 と、私たちの要求に沿った提案を行う一方、自宅の住居手当については、勧告通り改悪する提案を行いました。

退職手当については、これまでの交渉で職場からのたくさんの切実な声を届けたにもかかわらず、国並み改悪を「避けて通れない」とし、「しかるべき時に協議を」と提案しましたが、雨松委員長は「12月に入ろうとする時期に1月1日からの実施など受け入れられない」と、提案を突き返しました。「行革」による賃金カット回復とともに、今期確定交渉の重要な課題となっています。

署名累計4436筆！

最後まで積み上げを追求しよう

最終提出は11月27日(火)です
1筆でも多く、本部にお送り下さい



松田教育次長(左)に署名を手渡す雨松委員長

次長回答

「行革」カット：
「5年の節目、
重く受け止め検討したい」

本日段階では成案を得るに至っていない、
行財政構造改革の取組について

給与の行革措置を直ちに回復することは困難な状況。

再回答：今年度5年目の節目として回復を求める強い要求をいただいたことは大変重く受け止めている。ご意見を踏まえてさらに検討させていただきたい。

成案が得られたものの提案

給料表・一時金：改定なし

自宅に係る住居手当：

条例公布の日から月額500円、2013年4月1日から廃止

調整措置：行わない

(...自宅に係る住居手当引下げの4月遡及)

昇給昇格制度(55歳超職員の昇給停止など)：

今年度は実施せず、来年度改めて協議

現給保障額の廃止：

今年度は実施せず、来年度改めて協議

通勤経路に明石海峡大橋を含む場合の通勤手当の改善：

交通用具を使用し明石海峡大橋を通る場合：手当額の増額...通勤距離に応じた額に、垂水ICから淡路IC間のETC割

- 引適用後の料金を合わせた額を、1月あたり5万5千円まで全額支給。
- ・2013年度末まで、5万5千円を超えた場合2万円を上限を超えた額の1/2を加算し合計7万5千円を上限に支給。
- ・明石海峡大橋に接続するその他の高速道路区間については一般の高速道路と同様に現行通り2万円を上限に特別料金等加算で措置。
- ・大鳴門橋についても同様の取扱い。高速バスを使用し明石海峡大橋を通過して通勤する場合：現行では定期券で行われている通勤認定について、バスの運行状況・職員の通勤実態を考慮した上で適当と認められる場合は回数券で通勤認定を行うことができることとする。2013年1月1日より実施。

勤務実績の給与への反映：
勤勉手当の現行の取扱いは来年度も継続、来年度改めて協議
(詳細は組合役員にお問い合わせ下さい)

勤務時間適正化の検討状況について：
現場の実態を把握しているところであるが、今後引き続き検討を進めたい

退職手当について(再回答)

本県の退職給付制度は国に準拠、国の改正に応じて対応してきた。これまでの改正経緯、国の指導をあわせると、本県も国通りの改正を避けて通れない。しかるべき時に協議させていただきたい。

12確定闘争勝利！ 第3波決起集会！

2012年11月27日(火) 16:00 ~ 17:00
県庁2号館前広場 職場から多数の参加を！

みんなで怒りを
思いっきり
表明しよう！

